ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（NOMURA　INTERNATIONAL　PLC）とノムラ　セキュリテーズ　インターナショナル（NOMURA　SECURITIES　INTERNATIONAL,Inc.）他1者がニッポン高度

東証スタンダードのニッポン高度紙工業株式会社＜3891＞について、ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（NOMURA　INTERNATIONAL　PLC）他2者（後述）が2026年11月6日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

保有者3者

・ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（NOMURA　INTERNATIONAL　PLC）

・ノムラ　セキュリテーズ　インターナショナル（NOMURA　SECURITIES　INTERNATIONAL,Inc.）

・野村アセットマネジメント株式会社

提出理由は「・株券等保有割合の１％以上の増加」によるもの。

報告書によると、ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（NOMURA　INTERNATIONAL　PLC）他2者のニッポン高度紙工業株式会社株式保有比率は、8.59%と1.08%増加した。

報告義務発生日は、2026年10月30日。